

## 虐待防止のための指針

株式会社シェアリングエイド

当法人における虐待防止ための指針を、次のとおり定める。

### 1. 虐待防止に関する基本的考え方

#### (1) 基本的な考え方

虐待は、高齢者及び障害者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければならない。

当法人では、利用者等への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法及び、障害者虐待防止法に基づき、利用者等への虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

### 2. 虐待の定義

この指針において虐待とは次の行為をいい、職員はいかなる虐待も行ってはならない。

#### (1) 身体的虐待

高齢者及び障害者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

#### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者及び障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

#### (3) 心理的虐待

高齢者及び障害者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者及び障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### (4) 性的虐待

高齢者及び障害者にわいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること。

#### (5) 経済的虐待

養護者または高齢者及び障害者の親族が当該高齢者及び障害者の財産を不当に処分することその他当該高齢者及び障害者から不当に財産上の利益を得ること。

### 3. 虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項

- (1) 当法人では虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」を設置する。なお、委員会の運営責任者は代表取締役とし、その他の委員として役員、各事業所の管理者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とする。

- (2) 委員会の開催にあたっては、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、法人が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- (3) 委員会は定期的（年1回以上）かつ、必要に応じて担当者が招集する。なお、実施にあたっては、オンラインでの開催の場合もある。
- (4) 委員会の議題は担当者が定める。具体的には、次のような内容について協議するものとする。
  - ①虐待防止のための指針の整備・更新に関すること。
  - ②虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
  - ③虐待またはその疑い（以下、「虐待等」という。）について職員が相談、報告できる体制整備に関すること。
  - ④職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
  - ⑤虐待等が発生した場合に、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - ⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

#### 4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待防止のための職員に対する研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するためのものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。
- (2) 具体的には次のプログラムにより実施する。
  - ①高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の基本的考え方の理解
  - ②権利擁護事業及び成年後見制度の理解
  - ③虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - ④早期発見・事実確認と報告等の手順
  - ⑤発生した場合の改善策
- (3) 研修の実施は年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- (4) 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する。

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

#### 6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待対応担当者

虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、管理者があたるものとする。

(2) 虐待対応担当者への報告

職員が虐待等を認識した場合は、速やかに担当者へ報告する。また、職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合においても、速やかに担当者に報告する。

(3) 委員会の開催

虐待等について相談及び報告があった場合は、虐待対応担当者は報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、事実確認を行い、速やかに委員会を開催し、対応を協議のうえ、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

成年後見制度の利用の相談があった場合、またはその必要があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

苦情相談窓口寄せられた内容は相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払い対応する。また、対応の結果は相談者へ報告する。

9. 本指針の閲覧について

本指針は、利用者等が閲覧できる場所に保管し、利用者等からの閲覧の求めに速やかに応じる。また、利用者等がいつでも自由に閲覧できるよう、ホームページ上に公表する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。